第74条に係る様式

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  | **住　宅　用　地　（　変　更　）　の　申　告　書**菊　川　市　長令和 　年 　月 　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 個人番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （又は法人番号）　　　　　　　　　　　　　　　 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　住　　　　所　　　菊川市税条例第74条の規定により、住宅用地について　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　名　次のとおり申告します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（及び名称） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　電　　　　話　（　　　　）　　　　― |  |
|  | 土　　地 | 左の土地の上にある家屋 | 取得及び変更年月日 |  |
|  | 番号 | 物件の所在 | 地積 | 左の土地番　　号 | 家屋番号 | 用途 | 構造 | 住居の数 | 建床面積 | 居住部分の床面積 | 家屋の所有者住所氏名 |  |
| 階層 | 延床面積 |
|  | １ | 菊川市 | ㎡ | １２３４ |  | 専用住宅併用住宅その他 | 木　造非木造 | 戸 | ㎡ | ㎡ |  | □新築　　　□取りこわし□増改築　　□建付地取得□用途変更　□その他 |  |
| 階 | ㎡ |
| 　　年　　月　　日 |  |
|  | ２ | 菊川市 | ㎡ | １２３４ |  | 専用住宅併用住宅その他 | 木　造非木造 | 戸 | ㎡ | ㎡ |  | □新築　　　□取りこわし□増改築　　□建付地取得□用途変更　□その他 |  |
| 階 | ㎡ |
| 　　年　　月　　日 |  |
|  | ３ | 菊川市 | ㎡ | １２３４ |  | 専用住宅併用住宅その他 | 木　造非木造 | 戸 | ㎡ | ㎡ |  | □新築　　　□取りこわし□増改築　　□建付地取得□用途変更　□その他 |  |
| 階 | ㎡ |
| 　　年　　月　　日 |  |
|  | ４ | 菊川市 | ㎡ | １２３４ |  | 専用住宅併用住宅その他 | 木　造非木造 | 戸 | ㎡ | ㎡ |  | □新築　　　□取りこわし□増改築　　□建付地取得□用途変更　□その他 |  |
| 階 | ㎡ |
| 　　年　　月　　日 |  |
|  | * 処 理 事 項
 | 宅地認定異動 | 家屋担当確認欄 | 土地担当確認欄 |  |
| 有 ・ 無 |  |  |
|  |  |  |

○菊川市税条例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成17年１月17日条例第63号

（住宅用地の申告）

　第74条　賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がな

い場合を除き、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

 (1)　住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

 (2)　住宅用地の所在及び地積

 (3)　住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、用途、床面積、居住の用に供する部分の床面積及び居住の用に供した年月日並びにその上

に存する住居の数（法第349条の３の２第２項に規定する住居の数をいう。）

 (4)　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

 ２　当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している

場合には、当該土地の所有者は、その旨市長に申告しなければならない。

○地方税法　　　　　　　 　　　　　　　 　　　　　　　　　　制定：昭和25年7月31日号外法律第226号

（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）

 第349条の３の２　専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの

（前条（第11項を除く。）の規定の適用を受けるもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127条）第14条第２項の規定により所有者等（同

法第３条に規定する所有者等をいう。）に対し勧告がされた同法第２条第２項における特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。以下この条、次条第１項、

第352条の２第１項及び第３項並びに第384条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第349条及び前条第11項の規定にかかわら

ず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額とする。

 ２　住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下この項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定

資産税の課税標準は、第349条、前条第11項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の６分の１の額とする。

 (1)　住宅用地でその面積が200平方メートル以下であるもの　当該住宅用地

 (2)　住宅用地でその面積が200平方メートルを超えるもの　当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居で政令で定めるものの数（以下この条及び第384条

第1項において「住居の数」という。）で除して得た面積が200平方メートル以下であるものにあっては当該住宅用地、当該除して得た面積が200平方メートルを超え

るものにあっては200平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地

 ３　前項に規定する住居の数の認定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。